

一般国道140号現道（大滝地内）あり方県市検討会設置要綱

（目的及び設置）

第1条 一般国道140号（仮称）大滝トンネルの新道建設に伴う現道の引継に関する覚書第6条に基づく、大滝トンネル開通後の、秩父市道大滝幹線20号線のあり方及び必要な修繕方法などについて検討するため、埼玉県と秩父市で組織し、一般国道140号現道（大滝地内）あり方県市検討会（以下「検討会」という。）を置く。

（会議等）

第2条 検討会の会議（以下、「会議」という。）は秩父県土整備事務所副所長（技）が議長となる。

会議には、作業部会を設置できるものとする。

（委員）

第3条 委員は、秩父県土整備事務所副所長（技）並びに副所長（事）、用地部長、道路環境部長、西関東連絡道路建設事務所建設担当部長、秩父市地域整備部長、秩父市大滝総合支所長にある者をもって充てる。

作業部会の委員は、秩父県土整備事務所道路環境部長並びに道路環境担当課長、管理担当課長、用地担当課長、西関東連絡道路建設事務所建設担当部長並びに建設担当課長、秩父市地域整備部次長、秩父市道路維持課長、秩父市道路管理課長、秩父市大滝総合支所地域振興課長にある者をもって充てる。

作業部会では、移管に必要な事項等の案件整理を行う。

（関係者の出席）

第4条 検討会は、必要があると認めるときは、事案に関係のある者を会議に出席させ、意見の陳述又は資料の提出を求めることができる。

（事務局）

第5条 検討会の事務は、西関東連絡道路建設事務所において処理する。

（雑則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は別に定める。

付則

この要綱は、平成29年11月2日から施行する。

付則

この要綱は、令和3年3月8日から施行する。